

ペレットボイラーの燃料消費量、煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等について

ボイラーの煙突については、建築基準法施行令第115条第1項第七号の規定により、同項第一号から第六号に定めるもののほか、煙道接続口の中心から頂部までの高さがボイラーの燃料消費量に応じて国土交通大臣が定める基準に適合し、かつ、防火上必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いなければなりません。

ペレットボイラーについても同法の適用を受けます。国土交通大臣が定めるボイラーの燃料消費量、ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及びボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準は、次のとおりです。

昭和56年6月1日建設省告示第1112号

ボイラーの燃料消費量、煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準等

最終改正 平成12年5月29日建設省告示第1387号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条第1項第七号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準及び防火上必要な構造方法を次のように定める。

第1 ボイラーの燃料消費量

ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。

第2 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準

ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$h = \frac{1}{A_v^2} \left(\frac{VQ}{3600} \left(\frac{0.02}{A_v} + 0.3n + 0.6 \right) + 0.2 (P_b -) Z_f \right)$$

この式において、h、 A_v 、V、Q、I、n、 P_b 及び Z_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さ（単位 m）

A_v 煙突の有効断面積（単位 m^2 ）

V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表（い）欄に掲げる燃料の種類については、同表（ろ）欄に掲げる数値によることができる。）（単位 m^3 ）

Q 第1に定めるところにより計算した燃料消費量（単位 m^3 /時間又はkg/時間）

I ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ（単位 m）

n 煙突の曲りの数

P_b ボイラー内部の通風抵抗（単位 Pa）

Z_f ボイラーの送風機の通風力（単位 Pa）

第3 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、15 m以上（重油、軽油、灯油、コークス又はガスを使用するボイラーにあっては、9 m以上）とすること。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

別表

	(い)		(ろ)
	燃 料 の 種 類		廃 ガ ス 量
	燃料の名称	低発熱量	
(1)	A 重油	1 kgにつき 42.7MJ	1 kgにつき 15.0 m ³
(2)	B 重油	1 kgにつき 41.4MJ	1 kgにつき 14.4 m ³
(3)	C 重油	1 kgにつき 40.8MJ	1 kgにつき 14.1 m ³
(4)	軽 油	1 kgにつき 43.1MJ	1 kgにつき 15.2 m ³
(5)	灯 油	1 kgにつき 43.5MJ	1 kgにつき 15.3 m ³
(6)	石 炭	1 kgにつき 23.0MJ	1 kgにつき 9.7 m ³ (ストーカだきの場合に限る。)
(7)	都市ガス	1 m ³ につき 16.7MJ	1 m ³ につき 6.2 m ³
(8)	都市ガス	1 m ³ につき 18.8MJ	1 m ³ につき 6.9 m ³
(9)	都市ガス	1 m ³ につき 41.9MJ	1 m ³ につき 14.7 m ³
(10)	LP ガス (プロパン主体)	1 m ³ につき 96.3MJ	1 m ³ につき 33.3 m ³